

## 社長のための勉強

令和元年9月17日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 水道水は軽減税率の対象？

10月1日実施の消費税増税がいよいよ迫ってきました。今回は軽減税率対象の8%か、対象外の10%になるか紛らわしい事例を紹介します。

(1) 「ミネラルウォーター」と「水道水（水道料金）」

- ・「ミネラルウォーター」8%
- ・「水道水」10%

ミネラルウォーターは人が飲むためのもので、軽減税率の対象8%です。しかし水道水は飲むほかに、お風呂や洗濯にも使われており軽減税率の対象外で10%です。

(2) 「(義務教育の)学校給食」と「高校や大学などの学食」

- ・「(義務教育の)学校給食」8%
- ・「高校や大学などの学食」10%

(義務教育の)学校給食はほかの方法で食事を取ることが難しく、外食から除外し、軽減税率の対象です。しかし高校や大学などの学食は、任意で利用することが一般的であるため、外食と判断され対象外です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください